

山形市小中学校等施設整備方針

平成24年3月

平成26年1月（一部改正）

令和2年3月（一部改正）

山形市教育委員会

- 1 現況と課題
- 2 基本的な考え方
- 3 学校施設整備の基本方針
 - (1) 安全・安心で良質な施設環境の確保
 - (2) 高度情報化への対応
 - (3) バリアフリー化の推進
 - (4) 心身の健康に配慮した施設の整備
 - (5) 環境に配慮した学校施設の整備
 - (6) 地域開放を前提とし、地域との関わりを持った学校づくりの推進
 - (7) 避難施設としての防災機能の確保
- 4 施設整備方針
 - (1) 校舎等の耐震化
 - (2) 校舎等の改築
 - (3) 学校施設の改修
 - ①校舎等の内・外装の改修
 - ②給排水設備の改修
 - ③高圧電気設備の改修
 - ④トイレの改修
 - ⑤空調設備の改修
 - a) 校舎等の改築における整備
 - b) 既存の学校施設における整備
 - ⑥エコ窓の設置
 - ⑦プール設備の改修
 - (4) 環境に配慮した学校施設の整備
 - (5) 情報機器の整備
 - (6) 学校用家具の充実
 - (7) バリアフリー化の推進
 - (8) 防犯機能の整備
 - (9) 屋外環境の整備・改修
 - (10) 避難施設としての防災機能の整備

1 現況と課題

現況

- (1) 山形市は小中学校施設について、「山形市教育振興基本計画」に掲げる基本理念である「郷土を誇りに思い いのちが輝く 人づくり」を目指し、次代を支える「人財」である「豊かな心、学ぶ意欲と知性、健やかな体」をもつ子どもたちを育むために、学校生活における安全確保と安心して楽しく学習できる環境整備に努めている。
- (2) 小中学校施設の耐震化については、「市有施設の耐震診断・改修に係る基本方針」において最優先施設と位置付けされたことに伴い、平成16年度に実施した耐震化優先度調査に基づき学校施設の耐震補強工事を進め、平成24年度をもって耐震補強工事が必要な建物についての措置が完了した。その後、非構造部材の耐震化として、吊り天井の落下対策を実施している。
- (3) 平成25年12月に「山形市小中学校等施設整備方針」を見直し、既存の学校の普通教室、特別教室の一部（音楽室・図書室・PC教室）及び冷房機が未設置となっている管理諸室の一部（校長室・事務室・技能技師室）に、省エネルギーに対応した高性能型の冷暖房兼用の空調設備（エアコン）の整備を進め、令和元年度に小中学校の普通教室等へのエアコン改修工事が完了する。

課題

- (1) 平成17年度以後は小中学校施設の耐震化工事を優先的に実施してきたことから、老朽校舎の改築や耐用年数を超えた設備等の更新・改修が遅れており、これらへの対応が課題となってきた。
- (2) 今後の、小中学校施設の整備に当っては、平成28年8月に改正された「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」（文部科学省告示第89号）に基づき、学校教育に必要な施設機能を確保していくとともに、災害時における地域住民の避難施設としての機能を確保しながら、その質的向上を図っていく必要がある。
- (3) 小中学校のトイレ洋式化を推進し、学校施設と民間施設や個人住宅のトイレ環境の乖離を是正していく必要がある。

2 基本的な考え方

- (1) 山形市の小中学校施設は、昭和40年・50年代までに建設されたものが全51校のうち約半数を占めており、施設の老朽化が目立ち始めており、建物や設備への対応とともに、新しい教育内容に応じた学校施設づくり、ノーマライゼーション（※）の理念に基づくバリアフリー化等、教育環境の整備を進める必要がある。

※ノーマライゼーション・・・障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指すという理念

- (2) 小中学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であり、公教育を支える基本的施設であるとともに、地域住民にとっては、生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場として利用される身近な公共施設として、また、災害発生時の応急的な避難場所ともなる施設として重要な役割を担う。

(3) 今後の施設整備（南沼原小学校校舎等並びに西山形小学校校舎等を除く）については、整備年度の分散、財政負担の軽減化を図りながら、適正な維持管理及び計画的な改修工事等による施設の維持管理を図ることを基本とする。

また、施設整備に当たっては、「長寿命化計画」に基づき、望ましい学校規模を踏まえた検討を行った上で、改築や大規模改造を進める。

※長寿命化計画・・・インフラの維持管理、更新等を着実に推進するための中長期的な取り組みの方向性を明らかにする計画。長寿命化とは、施設をこれまでより長く維持することであり、適切な施設保全、定期的な維持補修、日常管理が必要である。

(4) この施設整備方針に基づき整備を進めることとし、必要に応じて見直しを図るものとする。

3 学校施設整備の基本方針

(1) 安全・安心で良質な施設環境の確保

児童生徒が安心して学習し豊かな学校生活を送ることができるように、学校施設の安全性及び快適性等の維持改善に努める。

学校施設を健全な状態に保ち良好な教育環境を確保するには、建物や設備等の状況を継続的に把握することが重要であり、学校管理者や法令点検業者等との連携により計画的かつ効率的な維持改善を図る。

なお、老朽化などにより機能低下した施設については、計画的な大規模改造工事等を行うことにより施設の維持管理を図るとともに教育環境の改善を図る。

(2) 高度情報化への対応

新学習指導要領に基づき、学校教育においても、児童・教員が高度情報化社会に対応できる能力を身につけることが必要となっており、情報教育の充実及び情報基盤の整備を図る。

(3) バリアフリー化の推進

誰もが地域の中で普通に生活できる社会を目指すノーマライゼーションの理念に基づき、学校を利用する全ての人が、年齢や障がいを意識せず活動できるような施設整備を図る。

(4) 心身の健康に配慮した施設の整備

社会情勢等の急激な変化に伴い、学校を取り巻く環境が大きく変化するなか、ストレス、悩み、不安を抱える児童が増えてきており、それらを解消するため、学校を生活空間として見直し、食事、トイレなど生活様式の変化に対応した環境整備を図る。

また、シックハウス症候群等に対応するため、化学物質等を発散する建材等の使用はできるだけ控え、可能な限り自然素材の活用を図る。

(5) 環境に配慮した学校施設の整備

学校施設の改築等の場合は、環境負荷の低減や自然との共生に対応した施設を整備するとともに、未来を担う子ども達が環境問題を身近に感じられるように、太陽光や太陽熱等の自然エネルギーの導入、緑化や木材利用等により、環境負荷の低減や自然との共生等を考慮した施設整備を推進する。

(6) 地域開放を前提とし、地域との関わりを持った学校づくりの推進

市民共有の財産である学校施設を教育活動に支障のない範囲及び時間帯で地域住民に開放

し、生涯学習の場を提供する。

学校施設の改築等の場合は、屋内運動場、特別教室及び多目的ルーム等の学校施設の一部について地域開放及び放課後児童クラブの設定を念頭においた整備を図ることを基本とする。

また、開放する部分については、管理上、独立して機能できるように配置計画等を考慮する。

(7) 避難施設としての防災機能の確保

学校施設は、地震等の非常災害時において地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、校舎・屋内運動場等の安全性の向上のために必要な耐震性を確保するとともに、防災機能の確保を図る。

4 施設整備方針

(1) 校舎等の耐震化

平成16年度に耐震化優先度調査を実施し、「市有施設の耐震診断・改修に係る基本方針」に基づき、平成24年度までに補強工事を完了した。

[山形市小中学校施設の耐震化状況

単位：%

	耐震化率
平成28年度	98.2
平成29年度	98.2
平成30年度	99.5
改築により耐震化を図る建物（応急補強済）	西山形小（1棟）

※上記の西山形小の改築により耐震化率が100%となる。

(2) 校舎等の改築

山形市では、昭和30年代から40年代にかけて数多くの学校建物が建設され、現在、校舎等が築45年を超えている学校は17校となっており、これらの建物について、改築もしくは計画的な改修工事等による施設の維持管理が必要となっている。

平成16年度に耐震化優先度調査を実施した結果等により、耐震補強工事の実施が困難と診断された第五中学校の校舎並びに千歳小学校の校舎については、平成26年度並びに平成30年度に改築している。

西山形小学校については、活断層の位置も考慮し、移転改築による耐震化を図ることとしている。

校舎等の改築に当たっては、「長寿命化計画」に基づき、望ましい学校規模を踏まえた検討を行った上で、改築や大規模改造を進める。

市立小中学校(築45年を超えている校舎等)

平成31年4月

建設 年度	経過 年数	小学校		建設 年度	経過 年数	中学校	
		校舎	屋内運動場			校舎	屋内運動場
S 39	54	西山形小(他 S54)					
S 39	54	第四小					
S 39	54	第十小(他 S44・45・48)					
S 41	52	第三小	第十小				
S 42	51	鈴川小(他 S57・58)	出羽小				
S 42	51	橋山小					
S 43	50	第五小					
S 43	50	高瀬小					
S 44	49	第二小(他 S35)		S 44	49	葦王第二中	
S 44	49	葦王第三小(他 S63)	葦王第三小	S 45	48		葦王第二中
S 45	48		第五小				
S 46	47	大郷小(他 S58)					
S 46	47	南沼原小(他 S50・51・52・54)					
S 46	47	村木沢小					
S 47	46	大曾根小		S 47	46	第八中	
S 48	45	南小(他 S49・51・53)		S 48	45	第九中	

※西山形小以外は、耐震補強工事完了済

(3) 学校施設の改修

老朽化などにより機能低下した施設の復旧・改修に当たっては、改修の履歴や施設の現況を踏まえて計画的な大規模改造工事等を行うことにより、施設の維持管理及び教育環境の改善を図る。施設の整備については、施設整備方針に基づき整備を進めることとし、必要に応じて見直しを図るものとする。

①校舎等の内・外装の改修

建物の経年変化による劣化等に対応し、学校施設を安全かつ良好な状態に保つためには、適切な維持保全を行う必要がある。

建築後20年以上経過した建物(校舎・屋内運動場等)については、施設の現況を調査のうえ、外装(屋根・外壁)及び内装(内壁・床・天井)の改修により、機能低下した建物の耐久性の確保を図る。

[建築後20年以上経過した建物を保有する学校数]

	校舎	屋内運動場
小学校	31校	32校
中学校	12校	13校
計	43校	45校

※小中併設校は小学校でカウント

②給排水設備の改修

建築後30年以上経過している学校施設については、経年変化による老朽化によって給排水管の腐食等が進んでおり、一部では漏水も生じていることから、全面的な改修が必要な時期となっている。また、児童数の減により水道水の使用量が減り、適正な規模の受水槽・高架水槽の容量の検討及び停滞水による水質の低下の改善も必要となっている。

今後も継続して施設を利用できるように、各学校の給排水管等の腐食等の状況確認及び改善方法の調査を行ったうえ、計画的な改修を図る。

[建築後30年以上経過した建物を保有する学校数]

	校舎	屋内運動場
小学校	26校	28校
中学校	11校	11校
計	37校	39校

※小中併設校は小学校でカウント

③高圧電気設備の改修

建築後30年以上経過している学校施設においては、高圧電気設備の更新推奨期間を経過しているものがあり、定期的な点検は行っているものの、今後絶縁破壊が発生した場合は、波及事故等の重大事故に至ることも考えられるため、計画的な改修を図る。

[建築後30年以上経過した高圧電気設備を保有する学校数]

小学校	15校
中学校	8校
計	23校

※小中併設校は小学校でカウント

※30年以上経過した学校

小学校14校：第四小、第五小、第七小、第八小、南小、西小、鈴川小、千歳小、

大郷小、山寺小、桜田小、蔵王第一小、西山形小、南山形小、金井小

中学校 8校：第一中、第二中、第三中、第四中、第六中、第十中、金井中、高楯中

④トイレの改修

一般家庭の居住環境が向上し、トイレについても、温水洗浄や暖房便座が普及するなど、快適化が進んできている。また、商業施設や公共施設においても快適なトイレづくりが進められている。

しかし、山形市の一部の小学校中学校においては、建築当時のトイレのままであり、便器の汚れや臭いの染み付き等いろいろな問題が発生している。また、和式便器が多数であり現在の生活様式に合わなくなっている。

学校のトイレ環境を改善するため、平成25年度に「山形市小中学校トイレ改修計画」を定め、年次計画により整備を図っている。平成26年度から、洋式便器への交換や小便器の洗浄方法など最小限の範囲を児童生徒の人数に応じたトイレの箇所とし、1校当たりの工事費を抑制しながら、トイレ空間全体の改修を実施している。また、トイレの洋式化率の低い小学校から順次整備を進めている。

[トイレの改修工事の経過]

改修年度	学校数	学校名
平成26年度	4校	第五小、楯山小、南山形小、蔵王第一小
平成28年度	2校	金井小、南小
平成29年度	11校	第二小、第四小、第八小、第九小、高瀬小 明治小、鈴川小、大郷小、桜田小、宮浦小 大曾根小
平成30年度	6校	出羽小、本沢小、滝山小、西小、東沢小 千歳小

※小中併設校は小学校でカウント

※改修工事がまだ実施されていない学校

小学校 5校：第三小、第六小、第十小、村木沢小、蔵王第二小

中学校 12校：第一中、第二中、第三中、第四中、第六中、第七中、第八中、第九中、第十中、蔵王第一中、金井中、高楯中

※改修工事対象外の学校

第一小、第七小、南沼原小、西山形小、山寺小、蔵王第三小第二中、みはらしの丘小、東小、第五中

⑤空調設備の改修

a) 校舎等の改築における整備

近年、地球温暖化の影響から、山形市でも極端に暑い日が増えていることから、教育環境の改善を図るために、校舎等を改築する際は、普通教室等に省エネルギーに対応した高性能型の冷暖房兼用空調設備の導入を図る。

b) 既存の学校施設における整備

暖房施設として多くの学校にFF式石油暖房器を設置しているが、老朽化により故障等が多発しており更新が急務となっている。

冷暖房施設整備については、原則として全ての普通教室、特別支援教室に、省エネルギーに対応した高性能型の冷暖房兼用空調設備を設置する。

特別教室への設置については、整備事業の早期完了を目指して、1校当たりの工事費をできるだけ抑制するために、コンピューター室・音楽室・図書室に限定し、その他の特別教室（理科室、美術室、技術室、家庭科室、視聴覚室、教育相談室、生徒会室、進路指導室等）は、FF式石油暖房機の更新を行う。

管理諸室のうち、校長室・事務室・技能技師室には、省エネルギーに対応した高性能型の冷暖房兼用空調設備を設置する。また、既に冷房設備の設置を完了している職員室・保健室については、FF式石油暖房機の更新を行うことを原則とする。

中学校については、普通教室、音楽室、コンピューター室の整備を完了。小学校についても普通教室への整備を完了した。中学校の理科室、小学校の音楽室、コンピューター室については、年次計画により整備を図る。

エアコン未設置の主な特別教室数(今年度工事中除く) 分子:未設置数 分母:教室数

	音楽室	図書室	コンピューター室	理科室	家庭科	未設置教室数
小学校	34/42	32/42	28/28	35/37	31/31	160/180
中学校	0/21	12/14	0/14	23/28	22/28	57/105
	34/63	44/56	28/42	58/65	53/59	217/285

(第二小 音楽室へ寄付2台(R1.11))

⑥エコ窓の設置

断熱性能の高い複層ガラス等のエコ窓に改修することによって、冷暖房設備の使用頻度の減少により、CO₂削減やランニングコストを低減する効果がある。

山形市では、現在、学校の増改築時に複層窓ガラスを導入しているが、内外装の大規模改造時においても複層ガラス等の導入を検討するとともに、一級積雪寒冷地域(※)の小中学校建物については、年次計画により複層ガラス等への改修を図る。

小・中学校におけるエコ窓設置状況について

[一級積雪寒冷地におけるエコ窓設置状況] 注:エコ窓は複層窓ガラス

順番	学校名	エコ窓改修予定年度	建築年度	標高(m)
1	蔵王三小、蔵王二中	H22~H26	S44	844
2	蔵王二小	H27~R1	S55	265
3	高瀬小	R2~R4	S44	181
4	大曾根小		S47	129
5	東沢小		H5	277
※	山寺小、山寺中	設置済	S61	219

[一級積雪寒冷地以外のエコ窓設置状況]

学校名	建築年度	使用箇所
第十中	S 56	外気に面する窓に設置（校舎改築時） 第五中は Low-E 複層ガラスを設置
高楯中	S 57	
第六中	S 58	
第二中	S 59	
第三中	S 60	
第八小	S 62	
第七中	H3	
第六小	H7	
第一小	H15	
みはらしの丘小	H17	
第七小	H19	
東小	H22	
第五中	H26	
千歳小	H30	

※「一級積雪寒冷地域」（義務教育諸学校等の国庫負担金等に関する法律施行令 7 条 5 項）

冬季平均気温零下 5 度以下又は、積雪量月 300 c m以上の地域

[山形市] 小学校：高瀬小、東沢小、大曾根小 3校

中学校：蔵王二中、山寺中 2校

⑦プール設備の改修

山形市では、全ての小中学校にプール施設を設置しているが、老朽化が進み設備の故障や漏水が多発している。プールの日常管理は、循環ろ過によって衛生的で安全な水質を維持しているため、循環ろ過設備の更新が必要となっている。

また、プール本体についても塗装の劣化や剥離等の状況が見られることから、プール本体の塗装及びろ過設備について、年次計画による更新を図る。

[小学校：ろ材等が砂の学校数]

経過年数	学校数	導入年度
30 年以上	1 0 校	昭和 55 年度～昭和 63 年度
20 年以上 30 年以下	1 5 校	平成 2 年度～平成 9 年度
10 年以上 20 年以下	4 校	平成 11 年度～平成 18 年度
10 年以下	4 校	平成 22 年度～平成 26 年度
計	3 3 校	

※鈴川小、南沼原小は循環ろ過設備が 2 個設置

[小学校：ろ材等がカートリッジの学校数]

経過年数	学校数	導入年度
10年以上20年以下	5校	平成11年度～平成13年度
計	5校	

[中学校：ろ材等が砂の学校数]

経過年数	学校数	導入年度
30年以上	6校	昭和54年度～昭和61年度
20年以上30年以下	1校	平成9年度
10年以上20年以下	1校	平成15年度
10年以下	3校	平成24年度、平成27年度
計	33校	

[中学校：ろ材等がカートリッジの学校数]

経過年数	学校数	導入年度
10年以上20年以下	2校	平成11年度、平成12年度
計	2校	

(4) 環境に配慮した学校施設の整備

学校施設の改築等の場合は、地球温暖化に対応するための環境対策として、太陽光や太陽熱等の自然エネルギー設備や高効率型の照明機器(LED)を導入するとともに、建具・外壁・屋上の高気密化や高断熱化を図る。

なお、水銀灯が令和2年度に製造中止になる予定のため、水銀灯の交換時期がきた小中学校から、随時、高効率型の照明機器を整備する。

また、「木」のもつ柔らかで温かみのある感触や室内の湿度変化の緩和による快適性を高めることは、好ましい学習環境の確保や循環型社会の形成等の環境教育にもつながることから、「山形市の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」に基づき、可能な限り木材資源の活用を図るとともに、利用する木材は原則として市産材の使用に努めるものとする。

[小中学校における主な環境配慮設備及び設置状況]

- ・太陽光発電設備
第一小(H17:10Kw)、東小(H22、50kw)、第二小(H23:10kw)、第五中(H26:50kw)
千歳小(H30:50kw)
※第一小には、太陽熱発電装置(屋内プール用)あり
- ・LED照明
第七小、東小、第二小、第五中、千歳小(各校とも防犯灯等一部に設置)
- ・内装材に市産材を利用
みはらしの丘小、第七小、東小、第五中、千歳小

(5) 情報機器の整備

高度情報化が進展する社会の中で、教育の情報化に対応するため、小・中学校に ICT 機器の整備を進めてきており、校内 LAN 及び PC・電子黒板等の ICT 機器については平成 21 年度までに整備を完了している。

今後は、平成 29 年度に国が示した「学校における ICT 環境整備について」を基に ICT 機器の整備目標に適合した環境整備に努めるとともに、ICT 機器を教師や児童が学習道具として更に活用できるように情報教育体制の充実を図る。

(6) 学校用家具の充実

学校用家具は、地震時や児童生徒の多様な行動、頻繁な使用に対し、転倒や落下等の危険がないように、十分な耐用性及び安全性を確保する。

また、教材の多様化、B サイズから A サイズに規格が変更になったことを考慮し、家具の寸法としていく。

(7) バリアフリー化の推進

学校施設は、平成 18 年 12 月に施行した「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」において特定建築物としての努力義務を有していることや、国の指針「障がい者制度改革の推進のための基本的な方向について」によりバリアフリー化促進の方向が求められていることから、次の視点から校舎等の改築時や大規模改造時を基本としてバリアフリー化を図ることとする。

- ① 学校施設の改築の際は、児童生徒、教職員、保護者、地域住民等の多様な人々が、年齢や障がい等を意識せず普通に使用できるように、エレベーター・スロープ・手摺・多目的トイレ等の整備を図る。
- ② 既存の学校施設の大規模改造の際は、バリアフリー化促進の視点から計画・設計するよう努める。
- ③ 普通学級に在籍する肢体不自由児童生徒等が、安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、学校施設において個々のニーズに応じた対策を実施する。

[エレベーター設置校]

小学校	設置年度
第六小	H 8
第一小	H 1 5
みはらしの丘小	H 1 7
第七小	H 1 9
東小	H 2 2
千歳小	H 3 0

中学校	設置年度
第三中（増）	H 1 8
第七中（増）	H 2 1
蔵王第一中（増）	H 2 2
第五中	H 2 6

(8) 防犯機能の整備

学校生活における児童生徒の安全性の向上を図るため、校舎改築等の際には、職員室等から校舎内や周囲が見通しできる配置計画を基本とし、見通しが困難な場所や死角となる場所にある門や出入口付近には、防犯カメラ等の防犯監視設備を設置する。

なお、玄関のオートロック機能や防犯カメラ等の防犯設備が未設置校については、直接的に不審者の侵入を防止するオートロックの設置を優先に整備し、その後、防犯カメラの設置を図っていく。

オートロックについては、職員室でインターホンにより来校者を確認してから職員玄関の施錠を解除して校内に入れる機能とし、防犯カメラについては、カメラ6台程度、モニター、録画機能等の機能とする。

[小中学校における防犯対策設備設置状況]

	小学校	中学校	
市立学校数	3 6 校	1 3 校	(小中併設校 2 校は小学校に含む)
インターフォン (モニター付)	3 6 校	1 3 校	平成 1 7 年に全校一斉に設置
玄関オートロック	2 3 校	1 2 校	来賓・職員用玄関のみ設置
防犯カメラ	6 校	1 校	改築の際に設置、必要に応じ設置

(9) 屋外環境の整備・改修

児童生徒の各学年に応じた体力や運動内容等を考慮し、運動技能の向上に資するグラウンドを整備する。また、児童生徒の最も身近にある学校の屋外環境を様々な体験活動の場として活用するため学校敷地の整備充実を図る。

(10) 避難施設としての防災機能の整備

地震等の非常災害時における地域住民の避難所としての機能を確保する必要性があり、屋内運動場、武道場の吊り天井は撤去は完了している。建物の天井材等の内外装材及び家具、設備機器など非構造部材の耐震化を図っていく。

また、上下水道部で策定する受水槽活用整備計画に基づき、小中学校の改築時及び給水設備の改修時に、受水槽への緊急遮断弁、アタッチメント付きの蛇口の設置を行い、天災時の応急給水活動に資するものとする。

5 施設整備の優先順位について

学校施設整備の優先順位については、施設の安全確保を最優先としながら、施設の機能確保等を勘案し、小中学校施設の維持管理を図る。下記の事項を基本原則として施設整備を行うこととする。

[優先順位]

- ①児童生徒の安全確保という視点から、施設老朽化等により危険が生じる可能性のあるもの。
- ②施設の耐久性に著しく影響を及ぼしており、施設の維持管理には必須であるもの。
- ③通常の機能が損なわれており、学校運営に支障がでているもの。
- ④学校間の整備水準の格差を是正するもの。
- ⑤教育環境を改善、充足するもの。

市立小中学校 校舎及び屋内運動場建設年度調べ

資料

平成31年4月

	建設年度	経過年数	小学校		建設年度	経過年数	中学校	
			校舎	屋内運動場			校舎	屋内運動場
	S 39	54	西山形小(他 S54)					
	S 39	54	第四小					
	S 39	54	第十小(他 S44・45・48)					
	S 41	52	第三小	第十小				
	S 42	51	鈴川小(他 S57・58)	出羽小				
	S 42	51	楯山小					
	S 43	50	第五小					
	S 43	50	高瀬小					
	S 44	49	第二小(他 S35)					
	S 44	49	蔵王第三小(他 S63)		S 44	49	蔵王第二中	
	S 45	48		蔵王第三小	S 45	48		蔵王第二中
S43十勝沖地震により建築基準法改正(昭和46年)								
旧耐震設計基準	S 46	47	大郷小(他 S58)	第五小				
	S 46	47	南沼原小(他 S50・51・52・54)					
	S 46	47	村木沢小					
	S 47	46	大曾根小		S 47	46	第八中	
	S 48	45	南小(他 S49・51・53)		S 48	45	第九中	
	S 49	44	出羽小	南小	S 49	44		第八中
	S 49	44	金井小(他 S50・55)					第九中
	S 50	43	明治小	楯山小	S 50	43		
	S 50	43	南山形小					
	S 51	42	西小(他 S54)	南沼原小				
	S 51	42	蔵王第一小					
	S 52	41	蔵王第二小	西小	S 52	41	第一中	
	S 52	41		高瀬小				
	S 52	41		村木沢小				
	S 53	40	滝山小(他 S55・H09)	明治小	S 53	40		第一中
	S 53	40		蔵王第一小	S 53	40		蔵王第一中
	S 53	40		大曾根小				
	S 53	40		滝山小				
	S 54	39		西山形小	S 54	39	第四中	
	S 54	39		本沢小				
S 55	38		蔵王第二小	S 55	38		第四中	
S 55	38	宮浦小		S 55	38	金井中(他 S62)		
S53宮城県沖地震により建築基準法改正(昭和56年)								
新耐震設計基準	S 56	37		宮浦小	S 53	40	蔵王第一中(他 S60)	
	S 56	37		千歳小	S 56	37	第十中	金井中
	S 57	36		第三小	S 57	36	高楯中	第十中
	S 57	36		双葉小				
	S 58	35		鈴川小	S 58	35	第六中	高楯中
	S 58	35		金井小				
	S 58	35		大郷小				
	S 60	33		第六小	S 59	34		第六中
	S 60	33		第七小	S 59	34	第二中	第二中
	S 61	32	山寺小	山寺小	S 60	33	第三中(他 S46)	
	S 62	31	第八小	第四小	S 61	32	山寺中	第三中
	S 63	30		第八小	S 61	32		山寺中
	H 01	29	桜田小		S 63	30		第五中
	H 02	28	本沢小	桜田小				
	H 02	28		南山形小				
	H 05	25	東沢小		H 03	27	第七中	
	H 06	24	第九小	東沢小	H 04	26		第七中
	H 07	23		第九小				
	H 07	23	第六小					
	H 14	16	第一小					
	H 15	15		第一小				
	H 17	13	みはらしの丘小	みはらしの丘小				
	H 19	11	第七小					
	H 22	8	東小	東小				
	H 23	7		第二小				
	H 30	0	千歳小		H 26	4	第五中	